

## 第 11 回 松田町 自治基本条例 審議会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 4 月 26 日（水） 10:00～12:00
2. 場 所 町役場 4 階 4 A B 会議室
3. 出席者 委 員：別紙「委員等名簿」のとおり（菅谷委員、吉田委員、原田委員欠席）  
事務局：政策推進課（吉田参事兼課長、柳澤課長補佐兼係長、出口主任主事）
4. 配付資料
  - ・ 次第
  - ・ 出席者名簿 (資料 1)
  - ・ 第 10 回審議会議事録 (資料 2)
  - ・ 第 10 回審議会レビュー (資料 3)
  - ・ 松田町自治基本条例（素案）逐条解説 (資料 4)
  - ・ ペンディング事項 (別紙 1～3)

【概要】 司会進行（吉田参事兼課長）

## 1. 開 会

## 2. 議 事

## &lt;① 第 10 回審議会レビュー&gt;

（冒頭、事務局より資料 3「第 10 回審議会レビュー」を基に説明。）

## 【委 員】

条文の構成の考え方として、「町民、議会及び町長等…」では役割分担が出来ていない。第 1 条（目的）では、「町民と、町長等及び議会の役割分担は示されている」が、その他の条文では、まとまって示されている。

北海道ニセコ町のように、「町民は～する。」「町は～する。」と区別して示すべきではないか。北海道栗山町でも同様の形で策定されている。

## 【会 長】

資料 3 の内容自体は良いか。

## 【委 員】

内容は良い。ただ、役割分担が明確でなく、「町民、議会及び町長等」と 3 者で記載されている点が気になる。

## 【会 長】

「町民、議会及び町長等」の表現を変えた方が良いということか。

## 【委 員】

条文としては、「私たち町民は、～と考える。」「町は、～しなければならない。」のような表現としていくべきではないか。

## 【会 長】

では、第 2 条はどのような表現となるか。

## 【委 員】

第 2 条は良い。ただ、ニセコ町では「町民、行政等」の責務を明確にしているが、松田町の条文では明確になっていない。

**【事務局】**

ニセコ町は条文が 57 条立てとなっており、より詳細に定められているのかと思う。なお、説明責任については、素案の第 18 条で示しているところである。

**【会 長】**

第 4 条で示すように、理念は変わらないのではないか。

**【委 員】**

条文の「町民、議会及び町長等」では、責任分担が示されていない。

**【会 長】**

「町長及び議会は町民から負託されている」という 3 者の関係性の基で、町政運営がされていることは明確である。

**【委 員】**

主権者である「町民」の願いと「行政」・「議会」の奉仕者とを区別するべきである。「議会」まで含めてしまうのであれば、議会条例自体も要らないのではないか。

**【会 長】**

具体的にどのように条文で示していくのか、理解できない部分がある。実際、自治基本条例を定めている自治体の大部分は同様な表現で示している。

**【委 員】**

前提として、まちづくりは町民が行うものだが、町長や議会は町政運営を町民から負託されている。町民が主体であることを示した上で、町や議会は、それに即して行っていくことを示してはどうか。

ニセコ町の構成にすると「協働」が浮いてしまう。町民を全面に出すと、町や議会に負託することが明確にならないほか、条文の変更等に際しての作業や検討が必要になる。自治基本条例が議会条例よりも上位のものとなる。町民の主体性をどのように示していくか。

**【会 長】**

条文では町民主権とし、その後行政や議会に負託している。行政と議会の対等の関係となっている。住民がどのように参加していくのかを示す必要がある。地方自治法で示されていないので、自治基本条例の中で示していく必要がある。役割分担の示し方で、第 1～7 条の表現がどのように変われば、ご納得いただけるのか。

**【委 員】**

具体的な表現までは考えていなかった。例えば、町と議会の関係で議会条例は作らず、町で作成したものを承認している。議会は行政の監視機関であり、町政を進めるための両輪であることから、町民と町、議会との関係は示すべきである。

**【会 長】**

「町長等及び議会」を「町」として示すことでよいか。

**【委 員】**

みんなで一緒にし、みんなで責任をとるでは、所在が明確にならない。「町は～しなければならない」とする形で第 8 条以降は示すべきではないか。

**【委 員】**

施策の決定機関は議会である。自治基本条例では、議会の責務は明確にするべきである。町民から見た際、「町」と「議会」を一緒にしては、役割が明確にならない。条文での表現では「町、議会」で示して町民の意向を反映させていく。

**【会 長】**

町民が権限を預ける町及び議会は区分した方が良いのではないか。議会は町民の意思を吸い上げるほか、行政のチェック、条例を作ることができる。「町」とすると、権限がぼやけてしまうので

分ける必要があると考える。

【委員】

問題が発生したときに結果として、3者が悪くなるといったことがないようにするべきである。

【会長】

第4条「自治の基本理念」の解説で責任を明確にするように示してはどうか。

【委員】

第4条「自治の基本理念」で「住民自治とは…」を第1項で示し、現在の「町民、議会及び町長等は～」と並列で表記しているのので、「町民は～」と第1項で示して、「町長及び議会～」と第2項で示してはどうか。

【会長】

第4条の精神を解説で示して、基本理念の立体感を持たせてはどうか。

【委員】

条文の表現を変更することは難しいので、解説で示していくことではどうか。

【委員】

役割分担についても考慮していただきたい。

【委員】

条文についての検討を優先すべきではないか。

【会長】

前回の審議会での保留箇所について、異議はあるか。

【委員全員】

異議なし。

【委員】

第1条の文末表現として、「～推進します」とするより、「～推進を目的とします。」との表現にした方が良いのではないかと。また、条文中の「町民の権利」は「町民の役割」とする方が、第4章の役割と責務と整合が図れる。

【会長】

第3条の4号、5号、8号の表現に修正についてはどうか。

【委員】

第6号の「行為」は「活動」と表現した方が良いのではないかと。第8号の「参画」は条例に示されていないので、「参加」に修正した方が良いのではないかと。

【会長】

第4条の修正についてはどうか。

【委員】

「町政は～」は表現しなくてもよいのではないかと。

【会長】

第5条の修正についてはどうか。逐条解説でより詳細するほか、句読点は削除する。

【委員】

「必要な、」はいらないのではないかと。

【委員】

実現するために必要な情報としての意味合いとして句読点で句切り、表現している。

【委員】

「必要である～」と表現した方がよいのではないかと。

【会長】

情報を公開だけでなく、提供していくことが大切である。こうした点を含めて解説で示してい

く。第2項については、第21条で示していくので削除する。

**【委員全員】**

異議なし。

**【会 長】**

第6条はどうか。

**【事務局】**

より住民参加を示すことがあれば、意見をいただきたい。

**【会 長】**

第7条については、第4条の自治の基本理念をどう表現していくか。第6条と第7条については全体をみて、検討する。第4章については、「役割と責務」について示している。

<② 松田町自治基本条例（素案）逐条解説>

（冒頭、事務局より第4章の「役割と責務」についての説明。）

**【会 長】**

次回より、事前に意見提案をいただけるとありがたい。第8条についてはどうか。

**【委 員】**

条項が多すぎないか。町民が主体であること、町民に何を期待するのかを示せばよいのではないか。

**【委 員】**

議会基本条例とも重なる箇所もあるので、全体をみて、検討した方が良いのではないか。

**【委 員】**

「責務」となっているが、「権利」と示してはどうか。

**【委 員】**

「～しなければなりません」となっており、表現は変更すべきである。その他の条文も同じになっている。

**【委 員】**

第9条の「実現に寄与するように努めなければなりません」は、もう少しやわらかい表現にした方が良いのではないか。

**【委 員】**

表現はもう少し柔らかくしたものが良い。

**【会 長】**

条文の表現については、再度検討する。第10条についてはどうか。

**【委 員】**

現在の第1項と第2項を1つにまとめてはどうか。

**【委 員】**

第3項は、そのまま示すべきである。

**【会 長】**

第11条についてはどうか。

**【委 員】**

第2項は「反映されなければなりません」と表現を変更すべきである。

**【会 長】**

第12条はどうか。

**【委 員】**

「町長等は、その権限を適切の行使し、長期的な視点に立って、誠実かつ公正に調整を先導しな

ければなりません。」「2 町長等は、先導的に町民自治によるまちづくりを推進するため、町政の課題及びその解決への道筋について議会の理解を得るよう努め、かつ、交流又は対話の機会を設けて町民の意見を聴くよう努めなければなりません。」と表現を修正してはどうか。

**【会 長】**

町長はどのような人なのか、町民が考える町長の考え方を示すこととしたい。第13条はどうか。

**【委 員】**

「職員は、町民との連携を実践することにより、相互の信頼関係を構築するよう努めなければなりません。」と表現を修正してはどうか。

**【会 長】**

具体的に示した方が良い。

**【委 員】**

より盛り込んでもらいたい。

**【委 員】**

山北町で表記されている「自らも積極的に～」も示してもらいたい。

**【委 員】**

第12・13条で区分されているが、その後には職員は出てこないが、「町長等」として表現があるのはどうか。

**【委 員】**

第12条の解説に職員は含まれていないので、区分は必要である。

### 3. その他

第12回 審議会の日程：6月1日（木） 午前10：00～

### 4. 閉 会